

豊見城市指名競争入札心得

制定 平成20年10月22日
最終改正 令和 2年3月20日

(趣旨)

第1条 豊見城市において行う指名競争入札の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その落札は効力を失い、損害賠償金として契約予定金額（単価による入札にあつては、入札単価に予定数量を乗じて得た額とする（消費税及び地方消費税を含む。））の100分の5に相当する金額を本市に納付しなければならない。

(代理人による入札)

第3条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

- 2 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ提出しなければならない。
- 3 代理人が入札する場合は、入札書に代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしなければならない。

(共同企業体の委任状に関する事項)

第4条 共同企業体が入札に参加する場合には、代表者はあらかじめ他の構成員連名による入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。代理人をして入札させるときも同様とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(入札)

第5条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あて名、入札件名及び事業所名を記載した封筒に入れて、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 4 入札参加者は、本市から積算見積書又は、工事（委託費）内訳書（以下、「内訳書」という。）の提出の請求があった場合には、これを提出しなければならない。ただし、再度入札においては、この限りでない。
- 5 郵便による入札は、これを認めない。
- 6 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りでない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、共同企業体による場合、期限内に協定書を提出しなかった者は、入札を辞退したものとする。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

- (1) 入札執行の前には、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。なお、入札執行中に入札辞退した者は、入札室から退出するものとする。
- 3 入札辞退届を提出した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札秩序の維持）

第7条 市長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

（公正な入札の確保）

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（提出した入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、投入した入札書及び内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（失格）

第10条 予定価格が事前に公表されている場合に、当該予定価格を超えた金額で入札した者は失格とする。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印）
- (5) 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印を欠く入札（代理人印は認印可）
- (6) 入札書の記載金額を訂正した場合において、訂正印のない入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 封筒に2通以上の入札書又は内訳書が入っている入札
- (11) 内訳書として提出された書類が白紙の場合
- (12) 積算見積書又は内訳書の提出の請求があった場合において、積算見積書又は内訳書の未提出あるいは不備があった場合。
- (13) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (14) 他の工事又は他の入札参加者が積算した内訳書による入札
- (15) 内訳書に工事名、業者名、代表者が未記入又は押印のない入札

(16) 適切な見積もりを行っていないと認められる場合

(17) その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第12条 予定価格が事前に公表されている場合、再度の入札は行わないものとする。ただし、全入札者が最低制限価格未満の価格をもって入札した場合はこの限りでない。

2 予定価格が事前に公表されていない場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限以下の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ）の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

3 前項の規定により再度の入札を行う場合において、前条第1号、第2号及び第8号から第10号並びに

第16号に該当する入札をした者については、再度の入札への参加を認めない。

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とする事ができる。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の規定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む）に規定する総合評価方式による入札については、適用しない。

4 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

5 落札者を決定したときは、その旨を文書又は口頭で落札者へ通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(落札後の手続)

第15条 落札者は、第13条第5項の通知を受けた日から7日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。ただし、市長に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに、請書その他これに準ずる書面を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めて指示したとき

は、この限りではない。

(入札の取りやめ等)

第16条 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 第6条第1項により、入札の執行前に入札しようとする者が一人となった場合、又は第10条及び第11条により有効な入札者が一人の場合は、当該入札を取りやめることがある。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成22年2月1日から施行し、同日以後に入札の公告及び指名通知を行う契約について適用する。

(経過措置)

2 この心得の施行の前に入札の公告及び指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成26年4月1日から施行する。同日以後に入札の公告及び指名通知を行う契約について適用する。ただし、次項のただし書きに該当する場合は、この限りでない。

(経過措置)

2 この心得の施行の前に入札の公告及び指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。ただし、この心得の施行の前に行われる豊見城市契約規則第18条の規定による入札(見積)結果報告または同規則第20条第5項の規定による指名競争入札参加通知であって、この心得の施行の日以後の契約に係るものについては、改正後の心得を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成28年9月1日から施行する。同日以後に入札の公告及び指名通知を行う契約について適用する。ただし、次項のただし書きに該当する場合は、この限りでない。

(経過措置)

2 この心得の施行の前に入札の公告及び指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。ただし、この心得の施行の前に行われる豊見城市契約規則第18条の規定による入札(見積)結果報告または同規則第20条第5項の規定による指名競争入札参加通知であって、この心得の施行の日以後の契約に係るものについては、改正後の心得を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告及び指名の通知を行う契約について適用する。ただし、次項のただし書きに該当する場合は、この限りでない。

(経過措置)

- 2 この心得の施行の日前に入札の公告及び指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。ただし、この心得の施行の日前に行われる豊見城市契約規則第18条の規定による入札（見積）結果報告または同規則第20条第5項の規定による指名競争入札参加通知であって、この心得の施行の日以後の契約に係るものについては、改正後の心得を適用するものとする。